

【お知らせ】

京都府産木材認証制度の指定認証機関の変更について

(京都府産木材証明書及びウッドマイルージCO2計算書(証明書等)を発行をする機関が変わりました)

1 新たな指定認証機関

指定認証機関名	一般社団法人京都府木材組合連合会
---------	------------------

2 証明書等の発行依頼について

- ・提出先: 一般社団法人京都府木材組合連合会 (府木連)
- ・所在地: 京都府京都市中京区西ノ京内畑町41番3
(京都府地球温暖化防止活動推進センターと同一建物の北側が入り口になります)
- ・連絡先: TEL:075-802-2991、FAX:075-811-2593
- ・発行依頼書: 府木連のホームページから入手できます
(URL: http://www.kyomokuren.or.jp/?page_id=3439)
- ・手数料(税込):

8,640円 (内訳: 申請手数料 6,912円、発行手数料 1,728円)
--

※手数料には、制度維持に係る経費が含まれます。

京都府産木材利用推進協議会は、制度維持に係る経費を一部負担しているため、協議会
会員の手数料(税込)は5,400円(内訳: 申請手数料 4,320円、発行手数料 1,080円)

3 新たな指定認証機関における証明書等の発行方法

- ・発行依頼書に添付の伝票(施主または施工業者宛て)をもとに証明書等が発行されます。
- ・発行依頼は、原則、証明書等の宛て名となる発行依頼者が行なうこととなります。
(証明書等の宛て名と異なる発行依頼者が依頼する場合は、府木連にご相談ください)
(代理で依頼される場合は、代理者の連絡先等が分かる書類の添付が必要になります)

【注意】

- ・取扱事業体のみで生産・加工・流通された京都府産木材が証明書等の発行対象となりますので、
取扱事業体からの入荷であることをご確認ください。
- ・帳票類には、①取扱事業体認定番号、②京都府産木材であること、③合法性が確認できた木材
であることなどの記載が必要ですので、取引時の伝票確認を徹底してください。
- ・京都府産木材の取引に係る帳票類は5年間管理・保管が必要です。

4 その他 (平成30年5月31日までに発行された証明書等の修正が必要な場合)

平成30年5月31日までに京都府地球温暖化防止活動推進センター(旧指定認証機関)
が発行した証明書等の修正が必要な場合の対応

- ・問い合わせ先: 京都府地球温暖化防止活動推進センター
(TEL:075-803-1128、FAX:075-803-1130)
- ・修正等手数料(税込): 1,080円/件
- ・修正等の受付期限: 平成31年3月29日まで

【認証制度(証明書等の発行以外)についてのお問い合わせ】

- ・京都府外の事業体等は京都府農林水産部林務課
- ・京都府内の事業体等は各広域振興局の林業振興担当または京都林務事務所